

- ・私は、今、パートで働いている主婦です。年齢は35歳です。
- ・パート給与年収は130万円です。1週間の労働時間は20時間以上です。
- ・社会保険(健康保険・厚生年金)に加入しています。
- ・これからもっと頑張って正社員となり年収を増やしたいと思っています。
- ・私の年収が増えると夫の年収の手取り額が減ると聞きました。
- ・主人はサラリーマン(年収480万円)で社会保険(健康保険・厚生年金)に加入しています。
- ・夫の手取り額はほんとうに減るのでしょうか?



はい、減っていきます。それがいわゆる「150万円の壁」のことです。

「150万円の壁」は、所得税の配偶者特別控除に関係しています。

配偶者特別控除とは、配偶者(妻)の年収が103万円を超え、201.6万円未満の場合、扶養者(夫)は、下記の段階的に減額される配偶者特別控除を受けられます。例えば、下記の表の配偶者(妻)の年収が150万円超155万円以下の場合、扶養者(夫)は36万円の控除を受けられます。配偶者(妻)の年収が155万円を超えると、扶養者(夫)の配偶者特別控除の額が徐々に減少していきます。

控除額が段階的に下がり始めますから扶養者(夫)の所得税が増え、手取り額が減少します。

	夫の給与収入1,095万円以下の場合	
	妻の給与年収	控除額
配偶者 特別控除	妻の給与年収103万円超150万円以下	38万円
	妻の給与年収150万円超155万円以下	36万円
	妻の給与年収155万円超160万円以下	31万円
	妻の給与年収160万円超166.8万円未満	26万円
	妻の給与年収166.8万円以上175.2万円未満	21万円
	妻の給与年収175.2万円以上183.2万円未満	16万円
	妻の給与年収183.2万円以上190.4万円未満	11万円
	妻の給与年収190.4万円以上197.2万円未満	6万円
	妻の給与年収197.2万円以上201.6万円未満	3万円
	妻の給与年収201.6万円以上	0万円

妻の年収が増えると夫の年収が減るのを試算して見ましょう
(妻の年収が130万円、152万円、168万円、180万円、192万円、204万円に増収した場合の比較)

配偶者特別控除額別、夫&夫婦収入比較(基準)			
妻の年収	1,300,000	夫の年収	4,800,000
妻の月収	108,333	夫の月収	400,000
給与所得控除	550,000	給与所得控除	1,400,000
給与所得	750,000	給与所得	3,400,000
厚生年金保険料	120,780	厚生年金保険料	450,180
健康保険料	65,868	健康保険料	245,508
雇用保険料	7,800	雇用保険料	28,800
		配偶者特別控除	380,000
基礎控除	480,000	基礎控除	480,000
課税所得	75,500	課税所得	1,815,500
所得税	3,700	所得税	90,700
妻の手取り額	1,101,852	夫の手取り額	3,984,812
		夫婦合計手取り額	5,086,664

- ・妻の年収130万円。夫の年収480万円。
- ・これを基準に以下の頁で妻の年収が152万円、168万円、180万円、192万円、204万円に増収した場合の夫の年収480万円の手取り額が配偶者特別控除によつての減収と夫婦の合計手取り額を比較します。(夫婦の手取り額試算には住民税は含まれていません)

配偶者特別控除額別、夫 & 夫婦収入比較(妻年収150万円超の場合)

妻の年収	1,524,000	夫の年収	4,800,000		
妻の月収	127,000	夫の月収	400,000		
給与所得控除	550,000	給与所得控除	1,400,000		
給与所得	974,000	給与所得	3,400,000		
厚生年金保険料	138,348	厚生年金保険料	450,180		
健康保険料	75,444	健康保険料	245,508		
雇用保険料	9,144	雇用保険料	28,800		
		配偶者特別控除	360,000		
基礎控除	480,000	基礎控除	480,000		
課税所得	271,000	課税所得	1,835,500		
所得税	13,500	所得税	91,700		
妻の手取り額	1,287,564	夫の手取り額	3,983,812	夫の手取り減収額	-1,000
		夫婦合計手取り額	5,271,376	夫婦の手取り増収額	184,712

妻の年収は152.4万円の場合の**配偶者特別控除は36万円**。

夫の年収は1,000円減収するが、妻の年収が増えるから夫婦合計年収約18万円増える。

配偶者特別控除額別、夫 & 夫婦収入比較(妻年収160万円超の場合)

妻の年収	1,680,000	夫の年収	4,800,000		
妻の月収	140,000	夫の月収	400,000		
給与所得控除	572,000	給与所得控除	1,400,000		
給与所得	1,108,000	給与所得	3,400,000		
厚生年金保険料	155,916	厚生年金保険料	450,180		
健康保険料	85,032	健康保険料	245,508		
雇用保険料	10,080	雇用保険料	28,800		
		配偶者特別控除	260,000		
基礎控除	480,000	基礎控除	480,000		
課税所得	376,900	課税所得	1,935,500		
所得税	18,800	所得税	96,700		
妻の手取り額	1,410,172	夫の手取り額	3,978,812	夫の手取り減収額	-6,000
		夫婦合計手取り額	5,388,984	夫婦の手取り増収額	302,320

妻の年収は168万円の場合の**配偶者特別控除は26万円**。

夫の年収は6,000円減収するが、妻の年収が増えるから夫婦合計年収約30万円増える。

配偶者特別控除額別、夫&夫婦収入比較(妻年収175.2万円以上の場合)

妻の年収	1,800,000	夫の年収	4,800,000		
妻の月収	150,000	夫の月収	400,000		
給与所得控除	620,000	給与所得控除	1,400,000		
給与所得	1,180,000	給与所得	3,400,000		
厚生年金保険料	164,700	厚生年金保険料	450,180		
健康保険料	89,820	健康保険料	245,508		
雇用保険料	10,800	雇用保険料	28,800		
		配偶者特別控除	160,000		
基礎控除	480,000	基礎控除	480,000		
課税所得	434,600	課税所得	2,035,500		
所得税	21,700	所得税	106,000		
妻の手取り額	1,512,980	夫の手取り額	3,969,512	夫の手取り減収額	-15,300
		夫婦合計手取り額	5,482,492	夫婦の手取り増収額	395,828

妻の年収は180万円の場合の
配偶者特別控除は16万円。

夫の年収は15,300円減収する
が、妻の年収が増えるから夫
婦合計年収約39万円増える。

配偶者特別控除額別、夫&夫婦収入比較(妻年収190.4万円以上の場合)

妻の年収	1,920,000	夫の年収	4,800,000		
妻の月収	160,000	夫の月収	400,000		
給与所得控除	656,000	給与所得控除	1,400,000		
給与所得	1,264,000	給与所得	3,400,000		
厚生年金保険料	175,680	厚生年金保険料	450,180		
健康保険料	95,808	健康保険料	245,508		
雇用保険料	11,520	雇用保険料	28,800		
		配偶者特別控除	60,000		
基礎控除	480,000	基礎控除	480,000		
課税所得	500,900	課税所得	2,135,500		
所得税	25,000	所得税	116,000		
妻の手取り額	1,611,992	夫の手取り額	3,959,512	夫の手取り減収額	-25,300
		夫婦合計手取り額	5,571,504	夫婦の手取り増収額	484,840

妻の年収は192万円の場合の
配偶者特別控除は6万円。

夫の年収は25,300円減収する
が、妻の年収が増えるから夫
婦合計年収約48万円増える。

配偶者特別控除額別、夫 & 夫婦収入比較(妻年収201.6万円以上の場合)

妻の年収	2,040,000	夫の年収	4,800,000	
妻の月収	170,000	夫の月収	400,000	
給与所得控除	692,000	給与所得控除	1,400,000	
給与所得	1,348,000	給与所得	3,400,000	
厚生年金保険料	186,660	厚生年金保険料	450,180	
健康保険料	101,796	健康保険料	245,508	
雇用保険料	12,240	雇用保険料	28,800	
		配偶者特別控除	0	
基礎控除	480,000	基礎控除	480,000	
課税所得	567,300	課税所得	2,195,500	
所得税	28,300	所得税	122,000	
妻の手取り額	1,711,004	夫の手取り額	3,953,512	夫の手取り減収額
				-31,300
		夫婦合計手取り額	5,664,516	夫婦の手取り増収額
				577,852

妻の年収は204万円の場合の配偶者特別控除は0万円。

夫の年収は31,300円減収するが、妻の年収が増えるから夫婦合計年収約57万円増える。

妻の年収が130万円から152万円、168万円、180万円、192万円、204万円に増収し、201万円を超えても、配偶者(妻=あなた)自身が稼いだ収入が世帯全体の収入を増やせば、節税以上のメリットが生まれます。そして、社会保険に加入しているから夫婦の保障は充実します。